

居宅介護・重度訪問介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社 幸せ在宅計画社が開設するお天気介護サービス（以下「事業所」という。）が行う居宅介護・重度訪問介護の事業（以下「居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「居宅介護員等」という。）が、障害者に対し、適正な指定居宅介護等を提供する

（運営の方針）

第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 お天気介護サービス
- 二 所在地 東京都世田谷区宮坂2丁目26番26号 宮坂ハイム501号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う

- 二 サービス提供責任者 2名（常勤 2名）

介護福祉士 2名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護・重度訪問介護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。

- 三 居宅介護員等 （常勤 2名以上、非常勤 5名以上）

介護福祉士 6名

2級課程修了者 3名

初任者研修 0名

居宅介護員等は、障害者の指定居宅介護・指定重度訪問介護の提供にあたる。

- 四 事務職員 1名（常勤）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間、サービスの提供）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。
- 四 365日、24時間サービスができる体制を整備する。

(指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

一 居宅介護

身体介護：入浴、排せつ及び食事の介護

家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事

二 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を有する障害者に対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助

2 指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護サービス等が法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、区市町村が定める月額負担上減額の範囲内とする。

3 第8条に定める通常の実施区域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、事業所から通常の実施区域を越えて10kmにつき500円を徴収する。

4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求め理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けすることとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）

難病対象者（18歳未満の者を除く）

重度訪問介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）

難病対象者（18歳未満の者を除く）

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、世田谷区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅介護職員等は、指定居宅介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない

(事故発生時の対応)

第10条 事業所はサービス提供に際し、利用者に事故が発生したときは、直ちに区市町村及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する

3 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

（苦情処理）

第 11 条 指定居宅介護事業所は、提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

（虐待防止に関する事項）

第 12 条 事業所は、利用者様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。事業所は、利用者様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、又虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ、区市町村へ報告します。

2 事業所は、虐待の防止のための指針を整備するとともに、利用者様の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修を実施するものとします。

3 事業所は前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置します。

虐待防止担当者：奥田 三枝子

4 事業所が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は次の 3 つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。

- ① 切迫性：利用者様本人又は家族・援助者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

（その他運営についての留意事項）

第 13 条 指定居宅介護事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3 カ月以内

二 継続研修 1 年 1 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 幸せ在宅計画社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付則（改定）この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する

付則（改定）この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する

附則（改定）この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する

附則（改定）この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する

附則（改定）この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

附則（改定）この規定は、平成 27 年 2 月 23 日から施行する

附則（改定）この規定は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する

附則（改定）この規定は 令和元年 6 月 1 日から施行する

附則（改定）この規定は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する

附則（改定）この規定は、令和 5 年 4 月 20 日より施行する

（虐待防止・身体拘束の禁止に関する事項追加）

附則（改定）この規定は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する